

第163回北上地区消防組合
議 会 臨 時 会 議 録

開会 令和元年7月10日

閉会 令和元年7月10日

北上地区消防組合議会議務局

第163回臨時会会議録

目 次

令和元年 7月10日（水曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者	1
関係市町出席者	2
議会事務局出席者	2
開会・開議	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第10号 北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する 条例	3
議案第11号 北部消防庁舎新築(建築)工事の請負契約の 締結について	5

第163回臨時会結果

議案番号	件名	議決月日	議決結果
議案第10号	北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例	7月10日	原案可決
議案第11号	北部消防庁舎新築(建築)工事の請負契約の締結について	7月10日	原案可決

令和元年7月10日（水曜日）

議事日程第3号

令和元年7月10日（水）午後3時開議

北上地区消防組合消防本部 大会議室

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第10号 北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例

第4 議案第11号 北部消防庁舎新築(建築)工事の請負契約の締結について

出席議員（7名）

1番	高橋晃大君	2番	梅木忍君
3番	小原敏道君	4番	鈴木健二郎君
5番	柿澤繁俊君	6番	高橋到君
7番	齊藤律雄君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管理者（北上市長）	高橋敏彦君
副管理者（西和賀町長）	細井洋行君
副管理者（北上市副市長）	及川義明君
会計管理者（北上市会計管理者）	藤原和恵君
監査委員	高橋政芳君
監査委員事務局長	佐藤康浩君
事務局長（消防長）	佐藤晃君
事務局次長	折居基宣君
消防次長兼総務課長	菊池洋幸君

予防課長	昆	野	美	繼	君
警防課長	高	橋	克	哉	君
北上消防署長	菅		浩	城	君
西和賀消防署長	高	橋		毅	君

関係市町出席者

北上市消防防災部消防防災課長	武	田	明	一	君
西和賀町総務課長	高	橋	三智	昭	君

議会事務局出席者

事務局長	佐	藤		晃	君
事務局次長	菊	池	洋	幸	君
書記	小	原	和	弘	君
書記	高	橋	周	一	君
書記	工	藤	拓	矢	君
書記	浅	沼		悟	君
書記	高	橋		梢	君

午後3時 開会・開議

○議長(齊藤律雄君) 開会に先立ちまして、消防職員の非違行為について報告したいとの申し出がありますので、これを許します。事務局長。
(事務局長報告)

○議長(齊藤律雄君) ただいまの出席議員数は7名であります。定足数に達しておりますので、これより第163回北上地区消防組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております、議事日程第3号によって進めます。

○議長(齊藤律雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により1番、高橋晃大議員、2番、梅木忍議員を指名いたします。

○議長(齊藤律雄君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日一日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決定いたしました。

○議長(齊藤律雄君) 日程第3、議案第10号、北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○議長(齊藤律雄君) 事務局長。

(事務局長 佐藤晃君 登壇)

○事務局長(佐藤晃君) ただいま上程になりました議案第10号、北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

北上地区消防組合手数料条例は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の規定に従い手数料の額を定めておりますが、この政令の一部改正において、手数料標準額の改定がありましたので、当該改定後の手数料標準額と同額にしようとするものであります。

手数料標準額の改定は、原則として3年ごとに見直しが行われているところでありますが、今回の改定は、10月1日に予定されている消費税率の引上げにより、その積算に増額の影響を受けることとなる手数料のうち、直近の人件費や物件費等の変動を加味した試算を行い、それでもなお現行に比して増額となる、1万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所に係る事務手数料について改定されております。当組合管内においては、手数料の

改定の対象となる規模の危険物施設は、現在のところございません。施行日は、令和元年10月1日とするものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(齊藤律雄君) これより質疑に入ります。4番鈴木健二郎議員。

○4番(鈴木健二郎君) 消費税の改定を見込んだ手数料の改定ということですが、提案理由のところで説明がありました、標準というところですが、標準ですから従わなければならないものなのか、どうか、当地区の裁量権があるのか、どうか。それから、現在該当施設はないということですが、将来に渡ってもすぐ設置されると私は思いませんが、将来的にどうなのか、見通しはどうか。お聞きします。

○議長(齊藤律雄君) 予防課長。

○予防課長(昆野美継君) 鈴木議員の御質問にお答えします。まず、標準に関する政令に従わなければならないのかということですが、地方自治法の第228条において、手数料を定めるものに関して全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものは、この標準化条例に基づいて条例で定めなさいとあります。この金額そのものを必ず当てはめなければならないということではございませんが、当組合としましても、このような大きな金額のものを算定する根拠もノウハウもございませんので、当組合の条例としては国の政令にならおうとするものであります。あと、屋外タンク貯蔵所でこのような大きなタンクが今後見込めるかということですが、現在北上地区にある一番大きなもので300キロリットルです。今回改正になるのが、大きいもので1万キロリットル以上のものですが、当組合では今現在一番大きくて300キロリットルです。過去に今まで大きなもので2,700キロリットルということで、まず今後も今は設置となる予定はないと見込んでおります。以上です。

○議長(齊藤律雄君) 4番鈴木健二郎議員。

○4番(鈴木健二郎君) あくまでも標準ですから、従う必要はないということですね、私もそう思いますけれども、一万円の引き上げですね。仮に、標準にしないと当地区組合にとって、今後どのようなことが想定されるのか、それについての考え方をお聞きします。

○議長(齊藤律雄君) 予防課長。

○予防課長(昆野美継君) 鈴木議員の御質問にお答えいたします。今回一万円を上げないからといって、当組合の予算上に負担とか、不都合とかないかと考えております。ただ今回、変えないで今後変更となる場合に何を基準にということになりますと、国で定めた政令を基準に則るのがいいかと考えております。以上です。

○議長(齊藤律雄君) 4番鈴木健二郎議員。

○4番(鈴木健二郎君) すっきりしないのですが、これは消費税10パーセントを見込んだ額ですよ、10月からです。動向はどうなるか分からないでしょうけれども、含まれている訳です。仮に、10パーセント増税がなければこれまでどおりということで考えているのか、その辺はどうですか。

○議長(齊藤律雄君) 予防課長。

○予防課長(昆野美継君) 御質問にお答えいたします。国で公布となった政令が地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が廃案、廃止となればこちらの条例も取り消しになるかと考えております。以上です。

○議長(齊藤律雄君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号、北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(齊藤律雄君) 日程第4、議案第11号、北部消防庁舎新築建築工事の請負契約の締結についてを議題といたします。書記をして議案の朗読

をさせます。書記。

(書記朗読)

○議長(齊藤律雄君) 提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 佐藤晃 登壇)

○事務局長(佐藤晃君) ただいま上程になりました、議案第 11 号北部消防庁舎新築建築工事の請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。この工事は、北上市北部における消防力の強化を図ることを目的に、北上市村崎野 22 地割 142 番 2 に新築しようとするものであります。契約の方法は、地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 による条件付一般競争入札とし、去る 6 月 28 日に入札を行った結果、株式会社佐藤組が 3 億 6,400 万円で落札したので、工事の請負契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(齊藤律雄君) これより質疑に入ります。4 番鈴木健二郎議員。

○4 番(鈴木健二郎君) 何点かお聞きします。まず、契約方法に条件付一般競争入札となっております。この条件とは何でしょうか。それから、契約金額 4 億 40 万円で落札したようですけれども、これは税込みなのか、それから落札率はいくらか、ということでお聞きします。今回、議決事項となっているのは建物でありますけれども、西和賀町も含めて私は広く事業者の活用をすべきだと、地元の企業の活用、今回佐藤組さんが入っていますけれども、他にもノウハウをもった企業は当然ある訳でありますし、事前に入札企業さんを聞いておりますけれども、落札された経緯を改めてお聞きしたい。そして、この企業を決定する際、契約を結ぶという、決定する際の考え方をどういうふうにもって望んでいるかということでお聞きしたいというふうに思います。それから、事前に建物の敷地、建物の面積、概要は説明を受けていますけれども、この間、西和賀消防署の敷地を見させていただきましたけれども、非常に広くて、訓練も十分にできるなと思ってまいりました。今回の北部消防庁舎の状況はどうなのかとお聞きしますけれども、建物ももちろんですが、訓練スペースは十分取れるのかどうか、それから夜間照明等の設備等はどういうふうになっているのか、具体

的にお聞きしたいというふうに思います。その点お願いします。

○議長(齊藤律雄君) 総務課長。

○総務課長(菊池洋幸君) 只今の御質問にお答えいたします。まず、条件につきましてですが、これにつきましては、まず一点目が平成 31 年、32 年度にかかる北上地区消防組合入札等参加資格台帳に登録されていること、これがまず一点目、次に平成 29 年、30 年度にかかる参加希望営業種目として北上市工事の建築一式 A 級、又は西和賀町工事の建築一式特 A 級に登録されているということと、北上地区消防管内に本社を有するものということが条件となっております。次に金額についてでございますが、これについては税込みとなっております。次に、落札のパーセンテージですが、99.77 となっております。続いて、経緯につきましては、只今の条件の下で応募がありました 7 社、こちらの中での入札となっております。該当するものも 7 社となっております。次に訓練スペースでございますが、南面と東面にそれぞれ訓練をするスペースを設けてございます。それに伴いまして、照明については建物の周囲に配置されております。すみません。契約の考え方につきましては、どの部分なのかももう少し教えていただければと思いますが。

○議長(齊藤律雄君) 4 番鈴木健二郎議員。

○4 番(鈴木健二郎君) 契約の考え方というのは、一番安いところに、しかも予定価格が一番近いというところで選んだと思います。こういう地域に今後、防災消防施設として建設する訳ですので、やっぱり価格だけではなくて、その内容とか、今後地元の企業の活用等も含めて、広くそうした検討をされてきたとは思いますが、どういうふうに検討されてきたのか、そこをお聞きしたい。しかも、ノウハウを持っている企業は他には。資格を持っている 7 社全部資格あるわけですね。しかも、この周辺に立地する企業があるわけです。ですから、そういう点をどうなされたのかということ。意味分かりますよね。それからですね、契約金額 4 億 40 万円、これは税込みですから、多分 10 月からの消費税 10 パーセントを見込んだものだと思います。ただ、契約する時点での税率は、今 8 パーセントです。議決した直後に契約するというのでしょ、見込んでの。税率アップ

するを見込んでの契約って、私、ないだろうと思うのです。契約は、契約時点での税率でやる、一般の住宅だってそうでしょ、今 10 パーセント税率上がる前に建てておられる方もいるわけです。この場合の契約は、現在の 8 パーセントで契約しているわけです。なぜ、消防施設だけが 10 パーセント見込んでのものになるのかということをお説明をお願いしたい。それから、訓練施設です。スペース的に私はちょっと狭いと思われまして、まあどういう訓練をするか、どの程度の訓練ができるかをお聞きしたいと思っておりますし、周辺に照明ということですが、その訓練する南側に照明と言いましたが、その照明はどうかということをお聞きしたい訳ですので、その辺はどうかということになります。それから、落札率、これどう考えるのですか。99.77 パーセント、大抵の落札率を見ると、99 パーセントというのは殆どないです。ほぼ 100 パーセント近い状況でしょ、私素人から見ても極めて近い、近すぎると思うのですけれども、たまたまだと思っておりますけれども、あまりにも近いというふうに思わざるをえません。ですから、そういう面から見ても、他の企業さんとの J V なんかも組めたのではないかと、私思うんですよ。そのことについてどう考えるのか、お聞きします。

○議長(齊藤律雄君) 事務局長。

○事務局長(佐藤晃君) お答えいたします。最初の契約の考え方ということでございますけれども、これにつきましては、議員おっしゃるとおり、まずは予定価格を下回った金額で一番安い価格という形で考えておりますし、業者につきましては、条件付きの中に、本社は北上市内にある、いえ、組合管内にあると指定してあります。そういうことから、地元業者を優先して使うということを考えておりますので、そういう条件を付けたものでございますし、この該当する 7 社につきましては、消防庁舎を建設するにあたって十二分な技術をもっているという判断をもっておりますので、そのような形でまずは金額の安いところと契約したということでございます。あと、もう一つ、照明でございますけれども、南側の方にも、建物自体に照明を設置しております。周囲全体を照らすことができるように南側、東側、北側、西側と照明を設置しているところでございます。

○議長(齊藤律雄君) 暫時休憩いたします。

午後 3 時26分 休憩

午後 3 時28分 再開

○議長(齊藤律雄君) 再開いたします。事務局長。

○事務局長(佐藤晃君) 訓練についてでございますが、これにつきましては、引き揚げ救助及びほふく救出ができる施設としております。消費税のことでございますが、消費税につきましては、10月1日以降に引き渡しになるものに関しては10パーセントということで、この建物につきましては来年の引き渡しとなりますので10パーセントの税率を掛けているということでありまして、以上であります。

○議長(齊藤律雄君) 4番鈴木健二郎議員。

○4番(鈴木健二郎君) 管理者にお聞きしたいと思います。契約相手方を決定する場合がありますが、これまでの状況を見ますと、考え方として7社全部当然対象に載っている訳でございます。それで、まして、この地域にある企業も載っておりますよね、ですから、そうした企業の活用というのはどういうふうにお考えなのか、私さっき言った、共同体作ってJVでできなかったのかどうか。それから、税込みですが、そういうことになれば、見込みということになってしまうと、引き渡し時点ですか、契約時点での税率でやるというのが、当たり前のことではないですか。引き渡しとなれば、これは何年先というふうにならざるを得ない訳です。来年5月にできるということですが、仮に、10パーセントが中止となった場合、これどうなさる。契約のやり直しになってくるのか、ですよ、仮にですよ、今の税率でやるとして、10パーセントとなった場合の対応は今後、仮にですよ、考えていくべきでないのかなと思う訳ですが、その辺をどういう考えかお聞きします。

○議長(齊藤律雄君) 管理者。

○管理者(高橋敏彦君) お答えしたいと思います。今回の場合は、国土

交通省で進めている、条件付き一般競争入札という方式でありますし、更には登録している業者のクラスについては、統一されている訳でありますし、更には、金額ですね、工事の金額等についてもそれほど特殊な技術を使うというような工事ではないということから、そういった場合には一般的には入札という方式、一番安いところに落札になるという方式を採用することになっております。今回ではなく、例えば特殊な施設があったり、あるいはデザイン的に、提案型ということがあれば、例えば、この地域であれば、クリーンセンター等のようなものについては、提案と金額と両方、点数を付けて決めるというやり方ももちろんありますけども、今回の場合は、それほど特殊なものではない、一般的な建築であるということから、入札方式ということになったところでありまして、J Vも同じことでありまして、これくらいの金額でありますと、J Vしなくても単体でできるということでありまして、更に大きな金額になった場合には、例えばAクラスとBクラスとCクラスを併せるというようなこと、あるいは、更に大きなゼネコンと地元とのJ Vを組ませるということもあろうかと思っておりますけども、この金額の場合は一般的には、単体の参加ということになろうかと思っております。それから、消費税についても、法律が存在しますので、民間であっても、或いは、どの自治体であっても、今既に10月1日から消費税が上がるという前提で契約しているものでありますので、消費税がもし上がらないということになった場合には、契約変更ということになろうかと思っております。以上であります。

○議長(齊藤律雄君) 4番鈴木健二郎議員。

○4番(鈴木健二郎君) 訓練ですけれども、今の土地での訓練の規模は十分可能かどうか、ですね。話によると、今出初式でも、操法大会でも展勝地のところでやっているわけですよ。できれば消防の施設でやれば一番いいじゃないかなと思うんですけど、西和賀の消防署、あれくらいのスペースがあれば十分できるだろう、今回は敷地の確保、私前言ったんですけども、確保が可能なのかどうか、ですね。ですから、当然今の訓練の規模の訓練が可能かどうか、そして照明が本当に十分かどうか、ただあればいいってもんじゃないと思うんですよ、訓練用のきちっとした照明が設

置されてこそ、職員が安心して訓練できるわけですから、せつかく作るわけですから、そうした施設を作るべきであろうというふうに思います。今後の考え方も含めて、今の北部だけでも作れないかお聞きします。

○議長(齊藤律雄君) 事務局長。

○事務局長(佐藤晃君) お答えいたします。北部において、操法競技会とか演習とかについてはやれるスペースはございません。まず今回は、消防組合の救助技術の訓練をするスペースと考えておりますし、先程の照明につきましても、作業することもございますので十分な照明についても設置しております。今後の敷地の確保は可能かということでございますか。北部庁舎の周辺と考えて宜しいでしょうか。敷地を拡張するということは今のところ考えておりません。以上でございます。

○議長(齊藤律雄君) 4番鈴木健二郎議員。

○4番(鈴木健二郎君) 本庁の敷地、ここを拡張することは難しいと思うのですよ、ですから、そうした訓練機能をこの際、北部の方にもって行って将来的にやっぱり考える必要があるのではなからうかと、ここはやっぱり狭い、ただここを広げるといったら、周りが相当住宅広がっているし、まだ北部の方だと広げられる余地はあるかなというふうに思うので、将来のことまでなかなか見通せないかもしれませんが、そういうところを視野に入れて、今回やっぱりやっていくべきだというふうに思いますけれども、管理者にですね、管理者にお聞きします。その辺の将来的な部分どうなのか。

○議長(齊藤律雄君) 管理者。

○管理者(高橋敏彦君) この本部の土地の拡張をしながら、もう少し広めの訓練スペースをというふうに計画したことはありますけれども、御承知のとおりでありますけれども、それを北部にもっていくということは、まだ視野に入っておりませんでしたので今後訓練等の計画を考える際には議員のご提案も視野に入れながら検討していきたいと思っております。以上です。

○議長(齊藤律雄君) これをもって質疑を終結いたします。

○議長(齊藤律雄君) これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) これをもって討論を終結いたします。

○議長(齊藤律雄君) これより議案第11号、北部消防庁舎新築建築工事の請負契約の締結についてを採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(齊藤律雄君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。これをもって、第163回北上地区消防組合議会臨時会を閉会いたします。

(午後 3 時38分 閉 会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北上地区消防組合
議 会 議 長

齊 藤 律 雄

北上地区消防組合
議 会 議 員

高 橋 晃 大

北上地区消防組合
議 会 議 員

梅 木 忍